

改正

平成24年10月1日要綱第204号

平成26年9月10日要綱第189号

平成29年4月1日要綱第26号

武蔵野市健康福祉総合計画・地域リハビリテーション庁内推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議設置要綱（平成27年11月12日施行）第2条に規定する健康福祉総合計画（以下「健康福祉総合計画」という。）及び地域リハビリテーション（以下「健康福祉総合計画等」という。）を効果的かつ戦略的に推進するため、武蔵野市健康福祉総合計画・地域リハビリテーション庁内推進委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 庁内委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 健康福祉総合計画の策定について必要な事項に関すること。
- (2) 健康福祉総合計画等の実施状況の点検及び評価に関すること。
- (3) 健康福祉総合計画等の推進のために必要な庁内における横断的な連携体制の構築及び連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、健康福祉総合計画等の総合的な推進に関して市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 庁内委員会は、別表に掲げる職にある者で構成し、市長が任命し、又は委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 庁内委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は健康福祉部長の職にある者をもって充て、副委員長は健康福祉部地域支援課長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を統括し、庁内委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 庁内委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 庁内委員会の会議の議長は、委員長とする。

3 庁内委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングスタッフ)

第6条 庁内委員会の協議に必要な資料の作成その他庁内委員会の補佐をするため、庁内委員会にワーキングスタッフを置くことができる。

2 ワーキングスタッフは、庁内委員会の構成員がその所属する職員のうちから指名する。

(事務局)

第7条 庁内委員会の事務局は、健康福祉部地域支援課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月20日から施行する。

付 則 (平成24年10月1日要綱第204号)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則 (平成26年9月10日要綱第189号)

この要綱は、平成26年9月10日から施行する。

付 則 (平成29年4月1日要綱第26号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

健康福祉部長
総合政策部企画調整課長
市民部市民活動推進課長
防災安全部防災課長
健康福祉部地域支援課長
健康福祉部生活福祉課長
健康福祉部高齢者支援課長
健康福祉部高齢者支援課相談支援担当課長

健康福祉部障害者福祉課長

健康福祉部健康課長

子ども家庭部子ども政策課長

都市整備部まちづくり推進課長

都市整備部住宅対策課長

教育部教育支援課長

教育部生涯学習スポーツ課長
